

第 73 回監査・保証基準委員会有識者懇談会議事要旨（2026 年 7 月 1 日）

I 日時：

2026 年 7 月 1 日（水）15:00～16:50

II 場所：

日本公認会計士協会 202 会議室

III 出席者：

○ 監査・保証基準委員会有識者懇談会委員（五十音順・敬称略）

堀江 正之（議長）、魚住 康博、片山 一夫、川西 安喜、後藤 敏文、高橋 直也、松本 祥尚、水谷 英一、弥永 真生、反町 泰貴（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

南 成人（会長）、藤本 貴子（副会長）、山中 彰子（監査・保証、テクノロジー担当常務理事）、紫垣 昌利（監査・保証、テクノロジー担当理事）、大野 開彦（監査・保証基準委員会委員長）、甲斐 幸子（テクニカルディレクター）

IV 議事要旨：

1. 審議事項

(1) 監査・保証基準委員会有識者懇談会内規の改正

監査・保証担当常務理事から、監査・保証基準委員会有識者懇談会内規の改正概要について説明を行った。審議の結果、全会一致で承認された。

2. 意見聴取

(1) 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正

監査・保証担当常務理事から、監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（以下「監基報 240」という。）の改正概要について説明を行った。

【主なご意見】

- 監基報 240 改正案《Ⅲ 定義》第 18 項(3)において、「「不正リスク」－不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。」と定義されているが、いずれの表現も用いている理由は何か。どのように使い分けているのか。
- 監基報 240 改正案《Ⅴ 適用指針》A122 項において、「～通常、監査人が、収益認識には不正による重要な虚偽表示リスクがあるという推定に反論することは適切ではない。」という記載があり、こちらの「推定に反論する」という文言について、日本語としての違和感がある。

(ご意見への回答)

- 不正リスクについては、従前から本定義を使用している。財務諸表監査では、あくまでも不正に関する重要な虚偽表示リスクを取り扱っているが、文言として長くなる場合に「不正リスク」と記載している部分があり、どちらも併用している状況である。文章の読みやすさの観点からの使い分けになっているということでご理解いただきたい。
 - 「推定に反論する」よりも適切な文言を検討したい。
- 日本でも企業における会計不正が発生しており、企業の経営陣が内部統制を無効化してしまうといった事例もある。今回の監基報 240 の改正により、不正に関する監査人の対応が明確化及びルール化されることで、全ての監査人の不正への対応レベルが一定水準まで引き上げられることは非常に大きな意義がある。また、明確なルール化により、財務諸表の発行体に対しても、ルールを根拠とした対応を求めやすくなると思われ、不正予防効果も期待される。
- 監査上の主要な検討事項（以下「KAM」という。）において、不正に関する記載が充実することは投資家にとっても大変重要な観点である。
- 適用時期は 2027 年 4 月 1 日以降開始する事業年度からと提案されているが、適用開始まで残り間もないため、監査人にはもちろん、財務諸表の発行体にも十分に周知いただきたい。
- 上場会社等の場合は既に「監査における不正リスク対応基準」で対応していることから、改正監基報 240 による実質的な変更はないと理解しているものの、改正監基報 240 は非上場会社にも適用されるため、実務への影響がある。要求事項については、監査調書による文書化が必要になってくるとの理解で良いか。

(ご意見への回答)

- 要求事項は監査人が実施すべき手続となっていることから、監査人は、要求事項について実施した内容を説明するため、監査調書に文書化することになる。
- 「不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改正監基報 240 の項目の中で「※企業に通報制度等がある場合には当該制度の理解、及び通報制度を通じて行われた不正の申立てに対する経営者の対応に関する理解を含む。」との記載があり、当該内容は大変重要な内容である。この通報制度に関する記載については、他の監査基準報告書等で記載されているものなのか。
- マネジメントオーバーライドによる内部統制の無効化や形骸化を防止するには、通報制度の中でも社外の通報窓口が機能していることが重要である。社外の通報窓口がきちんと機能しているか否か、監査においても確認されているのか。

(ご意見への回答)

- 通報制度の理解等は、これまでも監査基準報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」において対応しており、企業がどのような内部統制システムを構築及び運用しているかを理解している。また、実務としては、企業に対し、財務諸表に影響するような通報があったかを確

認している。今回の改正により、財務諸表に影響のある通報か否かにかかわらず、広く不正又は不正の疑いを把握することになるため、通報制度を通じて行われた不正の申立ての把握の仕方が変わってくる可能性があると考える。

- 経営者及び監査役等とコミュニケーションを実施すべき対象が拡大されるが、実効性を高めるためには、監査人側も企業側（特に監査役等）もその旨を理解しなければならない。企業側（監査役等含む。）に期待している事項等あればご教示いただきたい。

（ご意見への回答）

- 不正の芽を発見した時点で、監査人と企業が密にコミュニケーションを取り、早期に内容の把握及び修正対応に繋げることが、双方にとって重要である。監査役等を含む企業側にも今回の改正の意義をご理解いただければ、適時適切なコミュニケーションを取ることに繋がり、監査人側と企業側の双方にとってより良い取組となると考えている。

- 最近の大企業の会計不祥事に関する第三者委員会報告書を確認しても全く触れられていない点として、企業が「特に重要なリスク」と認識してから、KAMとして監査人に取り上げられるまでにタイムラグがあるケースがあると認識しており、問題意識を持っている。

（ご意見への回答）

- KAMは当期の監査において特に注意を払った事項であり、当期の財務諸表に影響する局面において記載されるため、企業の認識タイミングとタイムラグが生じる場合も事象としてあると考えている。

- 企業の不正には、会計不正、品質不正、法令違反の不正など様々な種類があるが、焦点が当たりやすいのが会計不正である。監査においては、会計不正以外の不正にも焦点が当たるとの理解でよい。

（ご意見への回答）

- 不正又は不正の疑いは広く把握はするものの、会計監査では、その中で財務諸表に影響するものに対応していくこととなる。

- 改正監基報 240 を適用することで監査人の不正への対応の実効性が上がるということが重要であるが、この改正により、監査人はこれまでは見抜けなかった問題となる事象を見抜けるようになると考えてよいのか。監査人だけでなく、企業側や実務に携わらない方々も本改正は不正への対応の実効性が高まるものであるという共通認識を持つことができれば、より意味のある改正になる。

（ご意見への回答）

- 本改正により、監基報 240 に不正に対する具体的な対応が書き込まれることで、監査人による実務のばらつきがなくなる。監査人は、不正又は不正の疑いが財務諸表にとって重要か否かを判断するに当たって企業と対話しながら状況等を把握し対応していくこととなる。この対話の中で企業側の受け止め方も変わってくるのではないかと思う。

(2) 監査基準報告書 560「後発事象」の改正

監査・保証担当常務理事から、監査基準報告書 560「後発事象」（以下「監基報 560」という。）の改正概要について説明を行った。

【主なご意見】

- 「財務諸表の承認日」と「財務諸表の公表の承認日」について、同じ意味であれば同じ用語を用いることが適切であると考えており、改正の方向性には同意する。ただし、文案を見ると必ずしも定義が同じではない点が気になっている。用語や定義を揃えることが重要であるため、引き続き調整させていただきたい。

（ご意見への回答）

- 会計基準では「財務諸表の公表の承認日」を定義として定めているわけではないと理解しているが、監基報 560 では、後発事象の評価期間を決定するための重要な用語であることから定義として定めている。注記を含む全ての財務諸表が作成されないうちに、財務諸表の公表が承認されることはないと思われ、権限を有する社内の機関又は個人が承認する日付は変わらないと理解している。公開草案を公表する前に、協議させていただきたい。

(3) 監査基準報告書及び実務指針の改正（倫理規則の改正を踏まえた、専門家の業務の利用及び「公に取引されている事業体」に関する対応）

監査・保証担当常務理事から、監査基準報告書及び実務指針の改正（倫理規則の改正を踏まえた、専門家の業務の利用及び「公に取引されている事業体」に関する対応）概要について説明を行った。

【主なご意見】

- 特になし。

(4) IAASB ボード会議の活動状況

監査・保証担当常務理事から、国際監査・保証基準審議会（IAASB）ボード会議の活動状況について説明を行った。

【主なご意見】

① IAASB 2025 年 12 月ボード会議以降の活動状況

- 監査証拠及びリスク対応プロジェクトについて、2026 年 6 月に承認審議予定との記載があるが、公表はいつ頃か。また、公開草案の承認審議の際に、大きく変わった事項などはあるか。

（ご意見への回答）

- 公開草案については 2026 年 6 月のボード会議で審議及び承認され、今後 2026 年 8 月に公表される予定である。2026 年 6 月会議内では、草案の方向性を大きく変更するような議論はなかった。1 点、評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに対して、内部統制の運用評価手続のみで対応する場合に関する要求事項についての議論があった。当該要求事項では、内部統制の運用評価手続のみで対応する場合の要件について規定されている。

② 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」（公開草案）の概要

○ 期中財務情報は、期首から期末までの期間の情報を市場に安定的に提供するものであるという考え方からすると、年度の構成単位としての期中の重要性の基準値を、期末を考慮せずに勝手に変更することはあり得ない。もし期中財務情報に基づいて期中レビューの重要性の基準値を変更するのであれば、期首と期末の年度監査の重要性の金額も併せて変更しなければならないはずであり、期中レビューにおける重要性の金額だけで議論をするのは間違っている。

○ 国際レビュー業務基準（ISRE）2410（改訂）「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」は年度の監査人が年度の監査の一貫として期中レビューを実施する場合の基準であり、国際レビュー業務基準（ISRE）2400「過去財務諸表に対するレビュー業務」（以下「ISRE 2400」という。）とは建付けが全く異なるにもかかわらず、ISRE 2400 で想定されている重要性の考え方と混同されているのではないかという疑問を持っている。

○ 重要性が変われば手続も相当に変わってくるだろうと懸念を抱いている。我が国の現行実務が変更されない方向性で対応いただきたい。諸外国では期中レビューの実務が少ない中で、実績のある日本の意見をなぜ取り入れないのか、疑問である。

（ご意見への回答）

➤ 実務への影響も非常に大きいため、日本公認会計士協会としても懸念を有している。何度も IAASB に懸念等を伝えているが、日本以外の国で実務として実施されていないこともあり、こちらの趣旨がうまく伝わっていないのではないかという感触である。

○ 継続企業の前提に関して、少なくとも期中財務諸表の公表の承認日から 12 か月という提案がなされているとの理解であり、企業としても大きな影響があるのではないかと懸念している。

3. 報告

(1) 監査実務指針等の適合修正の実施

監査・保証担当常務理事から、監査実務指針等の適合修正の実施概要について説明を行った。

【主なご意見】

○ 特になし。

4. 資料配付

(1) 日本公認会計士協会における周知活動

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

監査グループ

E-mail : kansa@sec.jicpa.or.jp